

とやま名誉友好大使

＜制度の概要＞

県では、県内に一定期間以上滞在した外国人の方々を対象に、平成元年度から、「とやま名誉大使」の制度を創設し、令和6年7月5日現在、1,671名の方に委嘱しています。

平成20年度から、名称を「とやま名誉友好大使」とし、富山県のよき理解者として、世界と本県との友好の架け橋となっていただくようお願いしてきました。

県からは、最新の本県の状況を知ってもらうため、各種の統計資料、パンフレット、書籍類を隨時送付し、逆に「大使」からは海外での近況を紹介するレポートや、外から見た富山県の感想、魅力あふれる富山県を築き上げるためのアドバイス等をいただいています。

＜大使の委嘱条件＞

- (1) 国際交流、国際理解に関心があり、本県在住期間中、以下に掲げるいずれかの活動を通じて、県民との国際交流を深めた者
 - ア 各種国際交流事業に積極的に参加し、県民との交流を図った者
 - イ 諸外国の紹介を通して、県民に諸外国への関心を喚起した者
 - ウ 本県について理解があり、各種の機会をとらえ、本県についての意見を発表した者
 - エ 国際交流ボランティア活動等の諸活動を積極的に行った者
 - オ 在住外国人との連携を図るとともに、外国人と県民との交流に努めた者
- (2) 国内外において、各自の活動に併せて、本県の紹介に努めてもらえることが期待される者
- (3) 日常会話、簡単な読み書き程度の日本語能力を備えている者
- (4) おおむね1年以上本県に滞在する者（ただし、永住を目的に来日した者は除く）

＜大使の業務内容＞

- (1) 国内外において、本県の紹介に努めるとともに、本県と諸外国の国際交流の推進のため、各種のアドバイスを行うなど、世界の国々と本県の友好の架け橋となる。
- (2) 在住外国人との連携に努め、各種情報の収集にあたるとともに、在住外国人に対し、富山県の紹介に努める。
- (3) 再び県内に在住することがある場合は、可能な限り、県内の国際交流事業等の推進に協力し、県民との交流を図る。
- (4) 委嘱期間中適宜、近況または、外からみた本県の感想をレポートにして提出する。
- (5) 県が必要とする各種情報の提供等、各種の協力をする。